

## 不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行う場合に 関するガイドライン

三木市教育委員会

### 1 策定の趣旨

平成29年2月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(教育機会確保法)では、その基本理念として、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を行うことが示された。

また、「不登校児童生徒への支援の在り方について(令和元年10月25日付文部科学省通知)」では、不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて、その趣旨等が示された。

不登校児童生徒の中には、学校への復帰を望んでいるにもかかわらず、登校しにくいことによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっている場合がある。

そこで、自宅において ICT 等を活用した学習活動を行う不登校児童生徒に対し、その成果を適切に評価することで、自己肯定感や学びへの意欲を高め、学校への復帰や社会的自立に繋げることを目的として、自宅において ICT 等を活用した学習活動を行う場合の指導要録上の出席扱い等の要件や留意点について、三木市教育委員会としてガイドラインを策定することとする。

### 2 出席扱い等の要件

義務教育制度を前提とし、一定の要件を満たした上で、自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供する ICT 等を活用した学習活動を行った場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 学校の訪問等による対面指導が定期的(概ね1か月に1回以上)かつ継続的に行われるものであること。対面指導の内容は記録し、学校が保管すること。
- (3) ICT 等を活用した学習活動とは、ICT(コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど)や郵送、FAXなどを活用した学習活動であること。

[例]・民間業者が提供する ICT 教材を活用した学習

- ・パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習
- ・学校の教材や通信教育を活用した学習
- ・ICT 機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習

- (4) 小中学校教育課程に準じる学習内容であり、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。なお、実施する場合は、2

週間から1か月程度のまとまった学習計画\*<sup>1</sup>（目標や内容等が分かるもの）を学校に提出し、承認を得ること。

※民間業者が提供する教材を活用する場合などは、あらかじめ決められている学習プログラムを活用しても構わない。

※基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような時に行う学習活動であり、公的機関や民間施設を併用することも考えられる。その場合、学習計画にわかるように記載すること。

〔例〕・月曜日：みっきいルーム 火曜日：ICT等を活用した学習活動 など

(5) 校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして、その状況を十分に把握すること。学習活動の報告は、学習記録\*<sup>2</sup>が残るよう工夫し、対面指導の際、保護者等が確認の上、学校に提出すること。

(6) 出席扱いにする基準は、自宅での学習時間が学校の2時間分（小学校は最低90分、中学校は最低100分）以上になることとする。

(7) 学校の教育課程に合わせ、授業日に自宅でのICT等の学習をした日は、出席扱いとし、学習しなかった日は、欠席扱いとする。「2日分の学習を1日で行う」などは認めない。

※在籍する学校において、休日に授業日がある場合は、その日を授業日とする。

また、振替休日がある場合は、その日は授業日にはならない。

\*<sup>1</sup>「【参考様式】自宅においてICT等を活用した学習活動に係る学習計画表」

\*<sup>2</sup>「【参考様式】自宅においてICT等を活用した学習活動に係る学習報告書」

### 3 留意点

学校においては、ICT等を活用した学習活動を出席扱いとすることにより不登校が必要な程度を越えて長期にわたることを助長しないよう、個々の児童生徒の状況を踏まえつつ、段階的に対面指導やみっきいルーム、校内支援教室等での相談・指導につなげるなど留意する。

### 4 学習活動の評価

(1) 学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合に、評価として反映することができることとする。

※別紙「【参考様式】自宅においてICT等を活用した学習活動を行う場合の確認事項」を基に、事前に評価の範囲について、当該児童生徒や保護者に確認する。

(2) 評価に関わる定期考査等は可能な限り他の児童生徒と実施時期を同様にして学校で受けさせるようにする。

## 5 指導要録の記載について

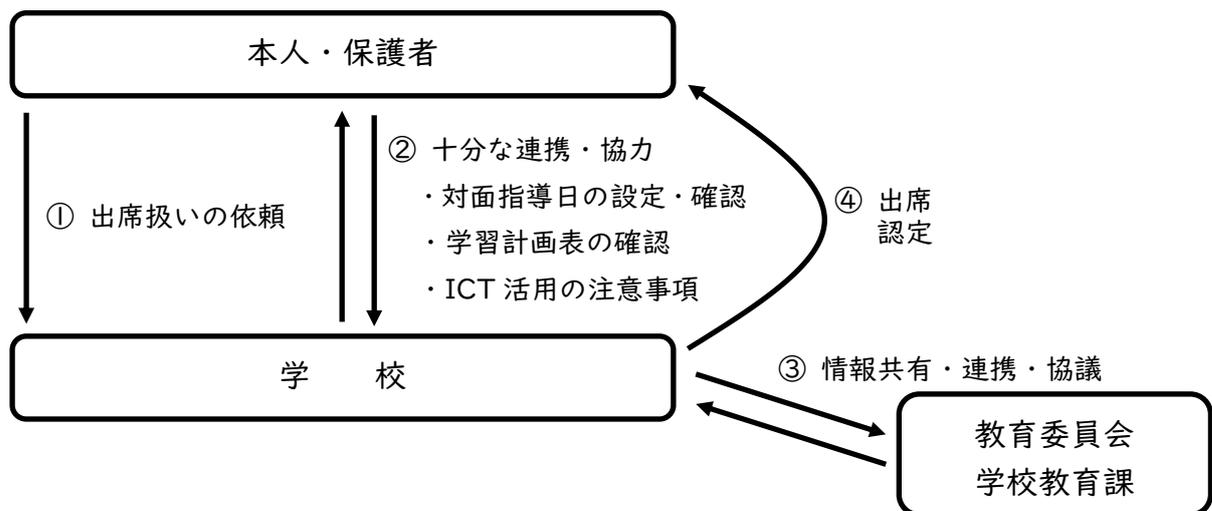
(1) 指導要録上出席扱いとした場合の指導要録の様式等については、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(平成31年3月29日付30文科初第1845号)」を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及びICT等を活用した学習活動によるものであることを記入する。

〔例〕備考欄：「出席扱い（ICT等学習）65」

(2) ICT等を活用した学習活動の成果を評価に反映する場合の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではない。

### 【参考】 事務手順

#### (1) 実施前



#### (2) 実施開始後

